

# 第15回土地等利用状況審議会 議事録

令和8年3月23日

【事務局】 それでは、ただいまから「土地等利用状況審議会」の第15回会議を開催させていただきます。本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。内閣府政策統括官付参事官の〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、1点、御発言時の注意事項を申し上げます。

御発言いただく際は、机上の備付マイクを御使用ください。御発言の際にはスイッチを押していただき、マイクをオンに、終了しましたら再度スイッチを押していただき、オフにさせていただきますようお願いいたします。御発言の都度、この操作をお願いいたします。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

お手元に、議事次第、資料1～4、それから、区域図及び参考資料を配付させていただきました。

区域図につきましては、資料の右肩に記されているとおり、席上回収とさせていただきますので、会議終了後、机上に置いておいていただくようお願いいたします。

オンラインで、御出席の委員の方には、画面投映にて御確認いただきます。

資料に過不足のある方がいらっしゃればおっしゃっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、会長より議事の進行をお願いいたします。

【会長】 皆様、こんにちは。本日は、お忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、本日の出欠状況と会の定足数につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】

土地等利用状況審議会令第2条第1項では、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決をすることができないと規定されておりますが、本日は委員の過半数が御出席ですので、定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

(出席者(対面及びオンライン)紹介: 委員10名中9名、専門委員6名中2名)

(欠席者報告: 委員10名中1名、専門委員6名中4名)

【会長】 ありがとうございます。

次に、本日の進行及び議事録の取扱いに関して申し上げます。

お手元にごございます議事次第を御覧いただければと思いますが、本日はこの後「2. 議事」といたしまして、注視区域の変更について、事務局より御説明をいただいた後、これに関する討議を行っていただきます。

続きまして「3. 報告事項」といたしまして、令和6年度の重要施設周辺等における土

地等の取得状況について、内閣府令の改正について、外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策について、それぞれ事務局から御報告をいただいた後に、意見交換を行うことにいたします。

続きまして、議事録につきましては、審議会運営規則第8条第2項にのっとり、原則といたしまして、発言者名を伏せる形で公表することといたします。議事録の公表に先立ち、事務局から皆様に対しまして内容の確認をお願いする予定でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

ただし「3. 報告事項」の1件目、令和6年度の重要施設周辺等における土地等の取得状況についての議事録に関しましては、土地等利用状況調査の内容に踏み込み、かつ個人情報や安全保障に関する情報を含み得るものであるために、審議会運営規則第8条第2項にのっとりまして、これは非公表といたします。

併せまして、委員・専門委員の皆様方には国家公務員法上の守秘義務が課せられておりますので、情報の取扱いにつきましてははくれぐれも御留意いただきたいと思います。

次に、本日の資料のうち、具体的な区域図（案）につきましては、途中段階にある現時点でこれらを公にすると、地域住民の方々の間に混乱を生じさせるおそれや、関係地方公共団体と国との間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため、審議会運営規則第7条第3項にのっとりまして、非公表といたします。

なお、今後、区域図の情報につきましては、変更する区域が区域の告示がなされた際に、ホームページにおいて公表が予定されております。

それでは、議事に入りたいと思います。

区域の変更に当たりましては、法律上、あらかじめ本審議会の意見を聞かなければならないとされております。本日は、事務局があらかじめ実施した関係地方公共団体への意見聴取の結果等について報告をいただいた上で、本件区域の変更について審議し、本審議会としての意見を表明したいと思います。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

**【事務局】**内閣府政策統括官付参事官の〇〇でございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは、「注視区域の変更」について、席上配付されております資料1に基づいて、事務局から御説明申し上げます。

資料1の1ページ目をお開きください。

本日は、区域の変更について御審議いただきます。まず、区域の変更の概要及び対象について御説明します。次に、地方公共団体に対する意見聴取の結果を御説明します。最後に、今後のスケジュール等について御説明いたします。

2ページ目を御覧ください。

区域の変更の概要について御説明します。まず、対象施設の敷地の追加に伴う区域の範囲の変更として、青森県の車力通信所がございます。車力通信所の敷地を分断していた市道の土地を国が取得の上、車力通信所の敷地として、在日米軍へ追加提供されてお

ます。そのため、当該市道にかかる区域がなくなるものになります。

次に、自衛隊の組織改編に伴う対象施設の名称変更による区域の名称変更として、茨城県の武器学校及び東京都の補給統制本部がございます。次の3ページ目で詳細を御説明いたします。

3ページ目です。

このページでは、区域変更の対象を変更事由とともに紹介します。下線部分が、今般、区域変更の事由の対象となる施設でございます。

まず、区域の変更について、1か所ございます。車力通信所は、警戒監視・情報機能を有する米軍のレーダーサイトが配置されている施設でございます。この施設の周囲は、令和6年4月12日に公示しました4回目の区域指定において、その周囲を特別注視区域に指定済みでございます。

次に、区域の名称のみの変更が3か所ございます。今般、自衛隊の組織改編に伴う区域の名称を変更する施設でございます。

これらの施設について、令和5年12月11日に公示しました3回目の区域指定において、その周囲を注視区域または特別注視区域に指定済みですが、今般の組織改編に伴い、区域の名称も変更となることから、改正告示にて名称変更を行いたいと考えております。

以上が、今回の区域変更の対象としての提示いたします区域でございます。

4ページでは、地方公共団体への意見聴取の結果について御説明いたします。

今般の区域変更の影響を受ける関係地方公共団体、青森県、つがる市に対し、区域図(案)の範囲にかかる地理的情報、区域図(案)に所在する町字の確認、区域図(案)またはその周辺に関する将来の開発計画、開発行為の情報、その他、区域の外縁設定の参考となる情報の4点について、意見聴取を行いました。

意見聴取の結果、関係地方公共団体からは、その他の意見を含めまして、御意見及び情報提供はございませんでした。

以上が、地方公共団体からの意見の概要でございます。

続きまして、5ページ目では、今後のスケジュールについて記載しております。

本日の審議会において、区域の変更について御了承いただけましたならば、4月上旬に区域変更の内閣総理大臣告示、官報掲載を行いたいと考えております。

なお、今回は自治体からの意見がなかったことに加え、従来の区域の外縁に変更がないことから、周知期間を設ける必要はないものと整理いたしました。このため、告示日をもって区域変更の施行日とすることで考えております。

6ページから7ページまでは、参考資料となります。

6ページの表は、これまで審議会においても提示しております、現在までの区域指定の状況を記載しております。

続いて、7ページ目では、これまでの区域指定の概要を記載しております。

以上が、本日、政府側から御説明させていただきたい内容となります。

以上です。

【会長】ありがとうございました。

事務局より説明のございました区域の変更に関する内容につきまして議論をしたいと思いますが、御意見のある方がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

特に御意見はないようでございますので、本件区域の変更について、事務局資料で示された原案どおり、本審議会として了承することにしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして、報告事項に移ります。冒頭で御説明しましたように、3つの報告事項について、それぞれ事務局から御報告をいただいた後に意見交換を行うことにしたいと思います。

それでは、報告事項の1つ目、「令和6年度の重要施設周辺等における土地・建物の取得状況」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(令和6年度の重要施設周辺等における土地・建物の取得状況について、事務局から報告)

【会長】ありがとうございました。

それでは、続きまして、2つ目、「内閣府令の改正」につきまして、事務局から資料の説明をお願いいたします。

【事務局】事務局でございます。資料3に沿って、重要土地等調査法の施行規則の一部改正についての御報告をいたします。

重要土地等調査法の規定によりまして、特別注視区域内で200㎡以上の土地・建物の取引を行おうとする方は、契約締結前に内閣総理大臣への届出が必要になっております。今般、この重要土地等調査法の施行規則を一部改正しまして、この届出の様式を一部変更いたします。

具体的な改正事項は2点あります。1点目は、国籍の把握についてです。現在、譲受予定者、いわゆる買主の方については国籍が届出事項となっており、個人の場合であればその国籍、法人の場合であればその法人の設立準拠国を届け出ることになっております。

これに加えて、法人の場合には、その代表者が外国籍かどうか、あるいは役員、議決権の過半数を外国籍の方が占めるかどうかについても、現行、届出事項となっておりますけれども、その代表者等の具体的な国籍・国名までは届出対象となっておりませんでした。このため、今回、この具体的な国名についても届出対象に追加をするという改正です。

2点目は、利用目的についてです。現在、こちらも譲受予定者、いわゆる買主については利用目的が届出事項となっております。その記載は、今、自由記述ということになっておりますので、記載内容が詳しいものもあれば、大まかなものもあるというところです。今

回、この改正によりまして、この利用目的を細かく類型化して、選択方式といたしたいと思っております。

併せて、譲受予定者、買主が自ら利用するのか、あるいは第三者に利用させるのか、その別についても新たに届出事項とすることといたします。

これら2点の改正について、4月1日から施行予定でございます。

それから、この資料3の下に※で書きましたとおり、この施行規則の改正と併せまして、4月1日から、オンライン届出の運用改善も行いたいと思っております。重要土地等調査法の届出は、郵送、オンライン、どちらでも行うことができますけれども、オンラインの場合には代理人による届出ができないなど、一定の制約がこれまでであったところです。これを4月から運用変更いたしまして、こうした場合であってもオンラインでの届出ができるようにし、届出者の利便性の向上を図りたいと考えております。

資料3の説明は以上になります。

【会長】ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」につきまして、事務局から資料の説明をお願いいたします。

【事務局】続きまして、資料4について御報告をいたします。外国人をめぐる諸課題に対応するため、昨年、内閣官房に、外国人施策の司令塔となる事務局組織として、外国人との秩序ある共生社会推進室が設置をされ、また、関係閣僚会議が設置されました。

今年1月には、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた基本的な考え方と取組の方向性を総合的対応策という形で取りまとめました。資料4の1枚目が総合的対応策全体の概要になります。そして、2枚目以降が詳細な内容となっております。この総合的対応策の中に土地に関する部分もございます。

1枚目でいきますと、Ⅱの「第2 土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組」が土地に関するパートになります。

資料4をめくっていただきまして、7枚目にページ番号6と書かれているものがございますので、こちらを御覧いただければと思います。こちらのページ番号6が土地に関するパートです。

土地パートは、全部で5つの柱で構成されております。まず1つ目、土地所有等情報の透明性向上についてです。1つ目の○にありますとおり、不動産登記をはじめとした、土地に関連する様々な制度において、土地等の取得者の国籍把握を行うというものです。先ほど資料3で御紹介をしました重要土地等調査法の施行規則の一部改正も、この取組の一環として行われたものでございます。

それから、1の3つ目の○のところですが。取引がない土地等の所有者情報についても、厳格な国籍把握ではありませんけれども、登記名義人の住所地に着目をして、国外からの取得状況の把握、つまり、外国に住んでいる方がどの程度の不動産を所有しているのかの把握についても検討したいと考えております。

4つ目の○は、いわゆるFATFという国際的な枠組みの中で別途検討中であり、法人の実質的支配者の把握強化。こちらの取組とも連携するといったことについて検討したいと思っております。

2つ目の柱は、把握した情報の公開性確保です。土地所有等情報を集約したデータベースとして不動産ベース・レジストリというものを、今、デジタル庁さんを中心に整備をしておりますけれども、行政機関等や国民がこの情報に適切にアクセスできる仕組みの検討を進めていきたいと考えております。

3つ目の柱は、マンションの取引実態です。マンション価格高騰の要因の一つとして、外国人等による短期売買の増加を指摘する声があることから、昨年、国交省において大都市部の新築マンションを対象に、短期売買、それから、国外からの取得に関する実態調査を実施し、公表をいたしました。今後も国交省において同様の調査を継続するとともに、先ほど申しました不動産登記で、今後、国籍把握ができるようになりますので、外国人による取得実態についても把握をする予定となっております。

それから、4つ目の柱は、地下水の採取に関する実態把握であります。地下水の採取については、各地域の実情に応じて、各地方公共団体が必要に応じて条例で規制をしているのが現状であります。昨年、内閣官房の水循環事務局において、この地下水の採取を規制している条例の制定状況、それから、外国人と思われる方による採取の事例についての調査を実施したところです。今後も同様の調査を毎年実施するとともに、3つ目の○にありますように、国土全域での実態把握、それから、適切な地下水の管理を実現するための実効性のある仕組みについても検討しているところであります。

最後に、5つ目の柱です。外国人の土地取得等のルールの内実等についてです。総合的対応策を踏まえまして、安全保障の観点からの土地取得等のルールについて、対象者や規制の内容、それから、対象となる土地等についての検討を進め、今年の夏に骨格を取りまとめることにしております。

また、3つ目の○ですが、国境離島以外の離島について、不動産登記等がなく、所有者のいない、いわゆる無主のものについては国有財産化を進めるといった取組も進めていきたいと思っております。なお、国境離島については、平成28年度までに既に実態調査を行いまして、無主であった273の島の国有財産化が既に終わっております。

併せて、3つ目の○の後段の部分ですけれども、この離島の土地についても、必要な場合には取得等のルール化も含めて対策を検討することとされております。

資料4の説明は以上ですけれども、最後に、参考資料という形で、本日、一番後ろに1枚紙をお付けしております「外国人による不動産取得等の実態把握について（施策パッケージ）」というものについても御紹介いたします。こちらの資料は、先ほど申しました土地パートの1つ目の柱にある国籍把握に関する取組を1枚にまとめたものです。

上の枠組みの①と②、これまで国籍把握をしていなかった不動産登記、それから、森林法の届出について国籍を把握いたします。

③は、先ほどの重要土地等調査法の届出に加えまして、森林法の届出、国土利用計画法の届出においても、今年4月から法人の代表者等の国籍を把握することといたします。

④は、外為法に基づく、国外居住者による我が国不動産取得の報告対象も今年4月から拡大をするというものです。

こうした形で、各種、足並みをそろえながら、土地所有者等の国籍把握に努めていくということとしております。

下の枠囲みは、先ほど御報告をしました実態調査に関するものであります。

私からの資料の説明は以上になります。

【会長】ありがとうございました。

それでは、これらの件につきまして、これから質疑応答、意見交換をしたいと思っておりますので、御発言のある方はどうぞ、挙手をお願いいたします。

いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】詳しい資料の御説明をありがとうございました。外国人等による土地・建物等の取得状況について、その実態の調査が始まったことは、非常に重要なことであると思っております。

最後に御説明いただきました、国境離島とは限らない、無主の離島について、この無主というものは文字どおり、所有者がいないという理解でよいかどうか確認させていただければと思います。それから、国有財産化ということの意味は、台帳を作成して管理するという御説明をいただきましたが、登記等の処理について、どういう形の管理をしているか、少し追加で教えていただければと思います。

細かな点で申し訳ありません。よろしくをお願いいたします。

【会長】それでは、事務局のほうからお答えいただけますか。

【事務局】離島のほうですけれども、無主というものは、まさに御指摘のとおり、所有者が全くいないというものの、不動産登記もなければ、国有財産台帳にも管理されていないようなものを無主ということで捉えていきたいと思っております。

国有財産化ということで、これも御指摘のとおりでして、まずは国有財産台帳に登載をするということを目標にやっていきたいと思っております。不動産登記についても、その後の検討事項として対応したいと考えています。

【委員】どうもありがとうございました。

【会長】よろしいでしょうか。

【委員】はい。

【会長】ほかにいかがでしょうか。

〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】参考資料の1. の④の部分ですけれども「外為法に基づく、国外居住者による不動産取得の報告を投資目的以外にも拡大」とございますが、今般の外為法の改正で国

外居住者の見直し規定が拡大されていると承知しておりますけれども、これもそんな形で、連動するような形で国外居住者の中に含まれるという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】外為法の細かい運用のところは少し確認は必要かと思っておりますので、また追って御報告を差し上げたいと思います。

【専門委員】個人的には連動されるべきだと考えているところでありますので、もし連動していないとしたら連動されるべきだと考えております。意見として申し上げさせていただきたいと思います。

【会長】よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】〇〇でございます。経済安全保障の見地からコメントだけ申し上げます。

今後、資料4で御説明のあったような土地取得のルールについて検討がなされていくこととなりますが、当面は重要土地等調査法の運用が非常に重要であると思っております。サプライチェーンの観点から考えますと、供給網は特定の施設だけで成り立っているわけではなく、物流拠点ですとか、エネルギー供給ですとか、複数の関連施設がつながって機能しているはずで、国際通信の基盤である海底ケーブルを例にしますと、陸揚げ拠点や関連の生産工場などに何か問題が生じれば、経済安全保障に大きな影響が出ると考えられますが、こういった場所は必ずしも現時点で指定区域に含まれているとは限りません。

どこが重要であるかは技術の発展や状況によっても変わることがあると思っておりますので、固定的に区域を区切ることも非常に重要ですが、関連する機能のつながりを踏まえて、柔軟な制度というものを、土地の利用規制と併せて考えていくのが必要かと思った次第です。

以上でございます。

【会長】ありがとうございます。

コメントということでございますが、よろしいでしょうか。

【事務局】先生、ありがとうございます。

先生のおっしゃっておられることは非常に重要だと思っております。我々、どういう区域を指定するのかというところを、法律を運用して、今までの経験ですとか実態を踏まえて、また引き続き検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

【会長】ほかにいかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】ありがとうございます。

コメントなのですが、今回、届出の話もあるのですが、今後、無届けに対して、どうアプローチしていくかということもきちんと考えるフェーズに入ってきていると考えています。

そのときに、これはなかなか難しいのですが、所有権を移転するという事なので、所有者不明土地法の改正などで登記官の職権が拡大されているということがありますので、

それをさらに今回の重要土地のほうに紐づけていただくなどの形で、届出していないというものがきちんと出てくる、アプローチできるという仕組みづくりもいよいよ考えていく必要があると思います。せっかく制度があるわけですから、何か考えられないかと思っています。それは法務省とか、いろいろ関係してくるので大変かもしれないのですが、検討する余地はあるのかと考えております。

最後に、例えば地下水採取の関係など、これまでいろいろなお話があったのですが、大体、大都市ではなく地方の森林、あるいは都市計画区域外の観光開発などです。そういうところは大体、地方自治体のレベルが非常に小さく、条例などをつくるといってもなかなかマンパワーがないという状況になってきています。これまでは開発指導要綱といった形で、どちらかというとき暗黙の了解みたいな形で、国内の企業であればそれを何となく守ってもらえるという状況でしたが、今はそうはなくなってきているのが現状です。きちんとガバナンスの強化、そして小さな自治体でも何とか対応できるような仕組みというものも併せてやっていかないと、幾ら法制度ができて運用上でも何ともならない形となりかねません。すでにいろいろなところでこうした問題が出てきていますので、自治体の状況も踏まえながら、今後、制度設計を考えていただきたいという、これは希望でございます。

その中で、特に罰則が、例えば既存の法律はすごい弱いのです。昔につくったものなので、例えば都市計画法ですと、法律に罰則が最大50万円と書いてあるのですが、例えば都市計画の開発許可を、何も許可を申請しなくて勝手にやっているものに対して、最大で50万円しか罰金がかされないので、もう少し時代に合わせて強化していく検討もしていただければと思います。これはあくまでもコメントでございます。

以上です。

【会長】ありがとうございました。

それでは、お答えいただけますか。

【事務局】御質問ありがとうございました。

無届出につきましては、さすがに今のところ、届出率があまり芳しくないというところで、この法律は、なかなか知られていないというところで、どうしても不動産の取引につきましては、不動産業界、あと、宅建業者さんが絡みますので、こちらのほうにPRして、届出率の向上プラス、先ほども説明ありましたが、届出につきましては、電子、オンラインによる届出がなかなか難しいこともあって、オンラインの届出が非常に少ないので、今回の改正で宅建業者さん、代理人さんがまとめて申請できるようになりますし、それから、売った方、買った方、売主と買主が連名で出せるようになりますので、これで向上を図っていきたいと考えております。

【会長】よろしいですか。

どうぞ。

【委員】

宅建業者に幾ら言っても、正直、田舎のほうは宅建業者がもういないというレベル感の

ところもあります。宅建業者が関与していないところの土地のほうがむしろ問題かもしれないので、そうすると、登記の移転のときにつかまえて、登記官がきちんと網羅的にやるという仕組みをつくっていくほうがむしろ早いのではないかと思います。

以上です。

【会長】どうぞ。

【事務局】私からもすみません。

登記官の職権拡大に合わせて彼らの力を借りればという御意見をいただきました。それもそのようにできればと思うのですが、一方でデジタルの力を借りるということで、不動産ベース・レジストリというものが、今、デジタル庁のほうで整備をしております。私たち、調査をするに当たって、公簿請求という形で法務省さんの協力をいただいているのですが、大体1か月たった後の取引について、差分、つまり、こういう異動がありましたというデータを遅れて頂いているのですが、これが不動産ベース・レジストリがきちんとできると、ある意味、瞬時に分かる。ここの土地の所有者が変わったというものがベース・レジストリを見ていけば分かりますので、その辺りはデジタルの改善で進むのかなと思っております。ただ、公式には令和9年度以降、令和10年度になってしまうかなというような感じですので、その間、少し間がありますので、またそれは工夫の仕方を考えていきたいと思っております。

それから、地下水のお話で、小さな自治体への支援といったものも念頭に置いてという御意見もいただきました。重要土地等調査法を所管している立場からすると、言わば施設1kmの範囲内ですけれども、当然、その周りの土地利用との連携をしていかなければいけないと思っております。

国土利用計画法のほうも勉強会を立ち上げるということになってはいますが、そういったところと連携することによって、逆に言うと、国土利用計画法で届出制度があつて、こちらもやはり弱いと思っており、強化されることなどを考えておられるようで、国土利用計画法の区域の中には重要土地等調査法のエリアと重なっているところもありますので、今、重要土地等調査法では、自治体の事務というものは一切ありませんけれども、自治体の方から情報提供をいただくことによって我々の調査に生かせる部分もあると思えますし、逆もあるかなと思います。なかなか内閣府の部局で自治体の支援というものは直接難しいかもしれませんが、国土の適正な管理という観点から、この連携ということは今後考えていきたいと考えております。

【委員】ありがとうございます。

【会長】よろしいでしょうか。

ほかにいかがでございましょうか。

【委員】〇〇でございます。

今般、施行規則の一部改正で、よりたくさんのお情報を得ることができるようになったということになりました。これは、より正確にということであろうかと思っております。何のため

にということはもちろん、法目的の実現のためにということなのではございますけれども、何でもかんでも取れるわけでもないということも一方で、比例原則のたがはまっておりますね。

そこで質問なのですが、どこまで行くのかということです。これは8条届出で求められますと、虚偽ならば30万円以下の罰金が直罰でかかってまいりますね。そうすると、どこまで出せというのかというものが結構大きな話なのかと思っております。例えば外国系法人の場合はそれはそれでいいとしても、例えば元外国人で日本人の方とか、日本法人だけれども、役員の方が国籍がどうかとか、そこが第一次的には日本人だとしても、その裏にまた違う方がいらっしゃるとか、疑い出したら切りがないわけでありましてけれども、本法の制度趣旨の観点から、どこまで追いかけるべきなのかというものはどこかで決めておかないといけないことだろうとは思っております。

今のところ、一応、ゼロワンの形で発表がされておいて、世間的にもそうかということにはなりませんけれども、この辺りは現時点でどのような見通しを持っておいでになるのかということを確認させていただきます。

**【事務局】** まず、届出事項に関しては、現状、今、御説明したところまでを報告してもらおうということでありまして。その先、どこまで追いかけるのかというところは、これはまた土地利用状況調査の話になるのですけれども、我々のほうで、まず一旦、この届出なり、それから、公簿で情報を集めて、少し、これは深掘りしたほうがいいかなというものがあれば、もう少し深掘りをしていくという、個別具体的な判断というところになっていくのかなと思っております。

**【会長】**

〇〇委員、どうですか。よろしいですか。

**【委員】** はい。

**【会長】** それでは、ほかにいかがでございましょうか。

〇〇委員、どうぞ。

**【委員】** 網羅的な御説明をいただきまして、ありがとうございます。重要土地等調査法を皮切りとして、土地の取得に関する実態把握について、様々な動きがあるという全体像がよく分かりました。こうした実態把握を進めること、すなわち、まず利用状況調査ということが、この法の趣旨だったわけではございますけれども、こうした政府の取組の全体の中においても重要な第一歩であったのだということを改めて感じた次第です。

こうした実態把握を行って、その情報を分析することで、今、立法事実という言葉が一連の議論の中で出てきておりますけれども、次なる法整備に向けて、国と地方公共団体とが連携して、どのようなルールづくりをしていけばいいのかという、あるべき姿が見えてくるのではないかと思った次第です。

国籍をいろいろと把握をしていくわけではございますけれども、それ自体が規制の対象というわけには直截的にはならないわけではございまして、国土の適切な利用と管理を確保していくために、どういう仕組みが望ましいのかということをご丁寧な、根拠を積み上げながら議論していくこ

とが大事なのだらうと思いました。

その分析の切り口が大事であるという点について、資料によると国外所在者が約20%いるとのことですので、国外にいる人が土地の適切な利用と管理ができているのかという観点から、非居住者に関する分析も切り口として一つあるかと思った次第です。

以上です。

【会長】それはコメントということでよろしゅうございますね。

【委員】コメントです。

【会長】ありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでございましょうか。

オンラインのほうも大丈夫ですか。

ありがとうございます。

それでは、ほかになければ、本日は報告事項についてのディスカッションですので、これもちまして、これくらいで終了とさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、本日の会議はこれにて終了といたします。またよろしく願いいたします。